

地域計画書【取組個票】

個票番号	2
取組の名称	堆肥等の利用拡大支援
取組の目的	化学肥料の2割低減に向けた取組の定着のため、堆肥等の散布に要する費用の支援を通じて、堆肥等の利用拡大を図る。
取組内容	<p>①堆肥等の散布を行う事業者（以下「堆肥等散布事業者」という。）が、同一の地域内において複数の農業者を相手方に堆肥等の散布契約を締結するか、</p> <p>②地域の農業者の組織する団体が、堆肥等散布事業者と堆肥等の散布契約を締結した場合、契約料金の一部を支援する。</p> <p>[要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする堆肥等とは、次のいずれかとする。 堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この取組個票において「肥料法」という。）に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの。 汚泥肥料：肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料。 その他：動植物質を原料とする肥料又は国内で発生する化学肥料代替となる肥料。</li> <li>令和6年3月末日までに堆肥等の散布を行うものに限る。</li> <li>交付の条件は別紙に定めるとおりとする。</li> </ul>
交付対象者	<p>①堆肥等散布事業者</p> <p>②地域の農業者の組織する団体</p>
交付単価	堆肥等散布：4,000円/t
交付単価の設定根拠	<p>堆肥等の運送費、散布費の1/2に相当する額として設定。 このうち、堆肥等の運送費は、ALICの「畜ふん堆肥の広域利用促進ガイドブック」に記載された輸送費から4,830円/tと算出。 また、堆肥等の散布費は、地方自治体における農作業標準労賃からマニユアスプレッダーを用いた10a当たりの散布料金を3,561円と算出し、10a当たり1tの散布を行うものとして3,561円/tと設定。 これらの合計8,391円/tの1/2以内である4,000円/tと設定。</p>
取組実績の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆肥等の散布を契約した又は契約することが確実なこと、地域内の耕種農家ごとの堆肥等の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類（契約書、領収書又は請求書等）</li> <li>（①の場合）堆肥等の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類 等</li> </ul>

「堆肥等の利用拡大」における交付の条件

個票番号2の「堆肥等の利用拡大」において、堆肥等散布事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

1 堆肥等散布に係る料金

堆肥等散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

(1) 堆肥等散布事業者が、本要領の施行日時点で設定していた料金以下であることを証明できること。

(2) 地域内で提供されている他の堆肥等の散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥等の散布のサービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

2 農業者が負担する金額

堆肥等の散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

(以上)